

平成 19 年度「高校生のための消費者講座」開催要領

1. 趣 旨

若者が、いともたやすく悪質商法の被害にあうのはなぜなのか、具体的事例を紹介しながら、一緒に考え、これから社会を担う若者を消費者トラブルから守ること。

2. 名 称

「高校生のための消費者講座」

3. 実施団体

福島県労働福祉協議会 〒960-8106 福島市宮町 3-14 福島県労働福祉会館 4F
TEL 024-521-5464 FAX 024-521-5467 (担当者：安齋)

4. 開催時期

平成 19 年 4 月～平成 20 年 3 月

5. 講座内容

若者に多い携帯や、インターネット架空請求、さらに悪質商法の手口（キャッチセールスやアポイントメントセールス、アンケート商法、デート商法）などの事例を紹介しながら、それを防止するための心構えなど、若者が巻き込まれやすいトラブルとその対処法について説明、注意喚起を行うとともに、お金のお確かさやカードの使い方なども理解できる内容とする。

6. 受講対象

県内の高校生、全学年を対象とする。但し、実施申込み学校単位とする。

7. 費 用

無 料

8. 講 師

県労福協からボランティアとして派遣する。

9. 具体的な実施方法について

- (1) 会場の設営、撤収は実施する学校が行うこととする。
- (2) 研修時間は要望により対応する。

以 上

平成 19 年度〔高校生のための消費者講座〕申込書

申込日 年 月 日

学校名	
住 所	
連絡先	Tel FAX E-mail
担当者	ふりがな 氏 名
対象生徒	_____学年_____名
希望日時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分までの 分間
予定会場	
開催目的 いずれかに○をつけて内容をご記入ください。	・ 授業として・進路指導として・特設行事として・その他 [内 容]
その他 (意見・要望)	

申込み、問合せ先

福島県労働福祉協議会（県労福協）

〒960-8106 福島県宮町 3-14 福島県労働福祉会館 4 階

電話 024-521-5464 FAX 024-521-5467 （担当 安齋）